令和７年３月
第３回（定例）

香芝市教育委員会議
追加議案

目　　次

議第１３号	香芝市史編さん委員会委員の解任及び任命について	1
議第１４号	市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について	2
議第１５号	香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止することについて	6

議第１３号

香芝市史編さん委員会委員の解任及び任命について

香芝市史編さん委員会委員の解任及び任命について、香芝市史編さん委員会条例（令和４年条例第２６号）第４条第２号の規定により、委員会の議決を求める。

令和７年３月２５日提出

香芝市教育委員会
教育長　小　西　友　吉

香芝市史編さん委員会委員 解任対象者

区分	氏名	所属及び役職名
関係行政機関の職員	福森　るり	教育部長
	隈崎　倫夫	教育部次長

（任期：令和７年１月１日～令和７年３月３１日）

香芝市史編さん委員会委員 任命対象者

区分	氏名	所属及び役職名
関係行政機関の職員	井原　佳昭	教育部長
	玉村　晃章	教育部次長

（任期：令和７年４月１日～令和７年５月３１日）

議第１４号

市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について

市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成３年教委規則第６号）第２条第１８号の規定により委員会の議決を求める。

令和７年３月２５日提出

香芝市教育委員会
教育長　小　西　友　吉

香 総 政 第 １ １ 号
令和７年　３月２１日

香芝市教育委員会　様

香芝市長　三　橋　和　史

市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について

標記の件について、現在、貴委員会に事務の委任及び補助執行させている本職の権限に属する事務について、見直しを図りたいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の２の規定により別紙のとおり協議願います。

市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の２の規定に基づき、市長と教育委員会との間の事務の委任及び補助執行に関して、次のとおり協議する。

（教育委員会への委任）

第１条　市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会に委任する。

⑴　保育所及び認定こども園の給食の企画及び運営に関すること。

⑵　香芝市都市公園条例（昭和５２年条例第１４号）に規定する有料公園施設の管理に属する事務

（教育委員会による補助執行）

第２条　市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員に補助執行させる。

⑴　教育委員会の所掌に係る予算の調製及び執行に関すること。

⑵　教育委員会の所掌に係る市議会の議決を経るべき事件につきその議案を作成すること。

⑶　教育委員会の所掌に係る財産の取得及び処分に関すること（香芝市立幼稚園に関することを除く。）。

⑷　教育委員会の所掌に係る契約の締結に関すること。

⑸　教育委員会の所掌に係る損害賠償に係る和解に関すること。

⑹　香芝市立保育所及び香芝市立認定こども園の保健、衛生及び安全に関すること。

（協議）

第３条　この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が協議して定める。

附　則

１　この協議は、令和７年４月１日から施行する。

２　市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議書（令和７年２月３日合意）は、廃止する。

令和　年　　月　　日

香芝市長　　三　橋　和　史

香芝市教育委員会

議第１５号

香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を
廃止することについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第２項第２号の規定に基づき、香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止することについて委員会の議決を求める。

令和７年３月２５日提出

香芝市教育委員会
教育長　小　西　友　吉

香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則

香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（令和６年教育委員会規則第１０号）は、廃止する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。